

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金の支給について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯を対象に、生活支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

1 ひとり親世帯等

- ▶受給者／平成16年4月2日から(障害児の場合は平成14年4月2日から)令和5年2月28日までに出生した児童を養育する父母等で、次の①～③のいずれかに該当する方
- ①令和4年4月分の児童扶養手当が支給された方(給付金は6月に支給済み)
- ②公的年金等を受給しており、令和4年4月分の児童扶養手当が支給されていない方(要申請)
- ※「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金等が該当します。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、児童扶養手当が支給されている方と同じ水準の収入となった方(要申請)

2 その他世帯(ひとり親世帯等以外)

- ▶受給者／次の①、②のいずれかに該当する方

- ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方(申請不要)
- ②平成16年4月2日から(障害児の場合は平成14年4月2日から)令和5年2月28日までに出生した児童の養育者で、次のア、イのいずれかに該当する方
- ア 令和4年度の住民税が非課税の方(要申請)
- イ 令和4年度の住民税が課税の方で、令和4年1月以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方(要申請)

共通

- ▶給付額／児童1人当たり **5** 万円
- ▶申請期限／令和5年2月28日(火)
- ▶支給日／振込日が決定次第、通知します。
- ※①と②を重複して受給することはできません。令和4年4月1日以降、子の出生や離婚など、世帯の異動がある方は、子育て支援課へご連絡ください。
- ※申請書類は、子育て支援課に備え付けてあるほか、町公式ホームページからも取得できます。
- ※申請不要の方には、町から個別に通知を発送します。

☎ 子育て支援課(☎ 581・2121内線203・204)

お知らせ

学校給食費の一部を補助します！

学校給食費保護者負担軽減事業

町では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、原油価格やさまざまな物価高騰の影響を受けている子育て家庭を対象に、学校給食費の負担軽減を図るため、学校給食費の一部を補助します。

- ▶対象／次の①、②のいずれかに該当する方
- ①児童・生徒が町内の小・中学校に在籍し、児童・生徒と共に町内在住の保護者
- ②児童・生徒が町外の小・中学校等(私立、県立特別支援学校等)に在籍し、児童・生徒と共に町内在住の保護者
- ▶軽減額／町学校給食費月額額の2分の1以内(小学生・上限 **2,000** 円、中学生・上限 **2,500** 円)
- ※町の第3子以降学校給食費補助、就学援助、生活保護等の公的助成で保護者負担が無い児童・生徒の分は対象外です。
- ▶手続き／町内の小・中学校に在籍している児童・生徒に係る手続きは、各小・中学校で行いますので、保護者の方による手続きは不要です。町外の小・中学校等に在籍する児童・生徒に係る手続きは、保護者の方が教育総務課へ申請手続きをお願いします。
- ▶その他／この事業は、令和4年7月から令和5年3月までの間に限定された寄居町の独自事業です。

☎ 教育総務課(☎ 581・2121内線510)

お知らせ

追加受付します！

住宅改修資金補助制度

町では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、予算額に達したため受付終了となっていた住宅改修資金補助金交付申請の追加受付を行います。

- ▶追加受付開始日／**7** 月 **11** 日(月)
- ※予算額に達した時点で受付終了となります。
- ▶対象となる住宅／次の①～③のいずれかに該当する建築物
- ①個人住宅(自己の居住用の建築物)
- ②併用住宅(個人住宅と店舗や事務所等が同一の建築物になっている場合の居住用部分のみ)
- ③集合住宅(アパート等の所有者の自己居住部分のみ)
- ▶対象工事／町内に事業所がある施工業者が行う、工事費が20万円以上(消費税および地方消費税を除く)で、令和5年2月末日までに完了する住宅改修工事
- ※交付決定後30日以内に着工できる必要があります。
- ▶補助金額／改修工事に要した費用(税抜)のうち、10%に相当する金額(千円未満は切り捨て、20万円を上限)
- ▶申請方法／必要書類を持参し、商工観光課へ申請してください。
- ※詳細は、本誌4月号または町公式ホームページをご覧ください。

☎ 商工観光課(☎ 581・2121内線453)

新型コロナワクチン接種について

☎ 健康づくり課(新型コロナ対策班)(☎ 581・2121内線213)

新型コロナワクチン4回目接種を実施しています

▶対象

- ①60歳以上の方
- ②18歳～59歳で基礎疾患を有する方
- ③18歳～59歳でBMI(体格指数)が30以上の方
- ④その他新型コロナウイルス感染症にかかると重症化するリスクが高い方

▶接種券の送付について

- ①の方には、3回目接種から5カ月経過した時期に接種券を送付します。
- 4月30日までに3回目を接種した②～④に該当する方は、5月に送付した「接種券送付について」のはがきをご覧のうえ、寄居町電子申請・届出サービスから申請してください。
- ※コールセンターでの接種券送付受付は6月3日で終了しました。

▶接種場所

町内協力医療機関および集団接種会場

集団接種について

▶実施日

7月8日(金)、15日(金)、17日(日)、22日(金)、24日(日)、29日(金)

▶接種会場

総合体育館・アタゴ記念館

▶対象

- 18歳以上の方
- 新型コロナワクチン3回目および4回目接種を希望する方(前回接種から5カ月経過している方)

▶使用するワクチン

武田／モデルナ社ワクチン

▶予約方法

インターネット予約または電話予約
※詳しくは接種券に同封の案内通知をご覧ください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

☎ 福祉課(☎ 581・2121内線121・122・125)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、さまざまな困難に直面した方々の生活・暮らしを支援するため、住民税非課税世帯等に対して、臨時特別給付金を支給します。

▶支給対象世帯

- ①令和4年度住民税非課税世帯
令和4年6月1日時点で寄居町に住居登録があり、世帯全員の令和4年度分住民税均等割が非課税の世帯
- ※既に、令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(10万円)を受給している世帯は対象外となります。
- ※令和3年中、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して給付します。
- ②令和3年度住民税非課税世帯
2月中旬から、該当の可能性のある世帯に、確認書(申請書)を送付しています。
- ③家計急変世帯
申請時点で寄居町に住居登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和4年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯
- ※住民税非課税相当の収入とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月以降の任意の1カ月の収入に12を乗じた額)が住民税均等割非課税水準以下の収入をいいます。

▶給付金額

1世帯当たり **10** 万円

▶手続き

- 【①の世帯】支給対象となる世帯へ、7月上旬に給付内容や確認事項を記載した確認書(申請書)を送付します。内容をご確認いただき、発行日から3カ月以内に返信用封筒で福祉課へ返送してください。
- ※発行日より申請期限が異なる場合があります。
- 【②の世帯】現時点で、確認書(申請書)が未提出であり、受給を希望される世帯の方は、福祉課へご連絡ください。再度、確認書を送付しますので、内容をご確認いただき返信用封筒で福祉課へ返送してください。
- 【③の世帯】給付金を受給するには申請が必要です。申請書(申立書含む)に必要な事項を記入し、次の書類を添付のうえ福祉課へ申請してください。

添付書類

- 申請者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード)の写し
- 受取口座を確認できる書類(通帳、キャッシュカード)の写し
- 世帯全員の収入額が確認できる書類(給与明細、通帳、源泉徴収票等)の写し
- 申請期限／9月30日(金)(郵送可、消印有効)

※申請書は福祉課、寄居町社会福祉協議会に備え付けてあるほか、町公式ホームページからも取得できます。